

居宅介護支援事業所 プレジール箕島

運営規程

社会福祉法人 せとうち

居宅介護支援事業所プレジール箕島運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人せとうちが開設する居宅介護支援事業所プレジール箕島（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下利用者という）に対し、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、市町・老人介護支援センター・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 プレジール箕島
- (2) 所在地 福山市箕島町7504番地3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員・常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務1名・管理者兼務）

介護支援専門員 1名（常勤専従1名）

主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名（常勤兼務1名）

電話連絡等の対応を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から、1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午後8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(同意と契約)

第6条 事業者及び従業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申請者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者及び従業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認出来るものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室及び利用者宅
- (2) 利用する課題分析の実施
 - ①課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ②使用する課題分析票の種類は、厚生労働省に表示されている23項目の課題分析項が記載されている独自のアセスメント票とする。
- (3) 居宅サービス計画の作成
居宅介護サービス計画の作成にあたっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けるものとする。
- (4) サービス担当者会議の開催と場所
サービス担当者会議等は、利用者宅及び事業所の相談室にて行うものとする。

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催担当者に対する照会等により居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業者、主事の医師、その他の者との連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

また、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連携調整その他の便宜の提供を行うものとする。

介護支援専門員の居宅訪問頻度 一回以上/月

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業者及び従業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処置を行うものとする。

2 事業者及び従業者は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行うものとする。

3 事業者及び従業者は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

4 事業者及び従業者は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行うものとする。

5 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市（芦田町・新市町・駅家町・加茂町を除く）とする。ただし、通常の事業実施地域以外であっても相談のうえ、指定居宅介護支援を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 3 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 4 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ

るため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

6 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(相談窓口および苦情処理)

第13条 事業所は利用者や家族からの相談窓口をおき、相談に対応できる体制をとる。

2 事業所は提供した指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の従業員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、事業体制を整備する。

(1) 福山市 福山市社会福祉協議会・福山市医師会が開催する介護支援専門員研修

(2) 地域包括支援センター主催のカンファレンス

(3) 虐待防止・権利擁護・認知症ケア等に関する研修

(4) その他の資質向上に関する研修等

2 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

(1) 利用者に対して、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。

3 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示する。

4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人せとうちと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成30年 4月1日から施行する。

この規定は、平成31年 2月1日から施行する。

この規定は、平成31年 3月1日から施行する。

この規定は、令和4年 4月1日から施行する。